

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月21日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第54号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前
(保健所長への委任) 第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。 (1)～(124) (略) (125) 食品衛生法第28条第1項（同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定により、関係者から報告を求め、又は当該職員に臨検検査又は収去をさせること（食肉衛生検査センター所長に委任されたものを除く。次号、 <u>第128号及び第268号から第271号まで</u> において同じ。）。 (126)～(130) (略) <u>(130)の2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第9条の規定によりその例によることとされる同法第2条の規定による改正後の食品衛生法第57条第1項の規定による営業の届出を受理すること。</u> <u>(130)の3</u> (略) <u>(130)の4</u> (略) <u>(130)の5</u> (略) <u>(130)の6</u> (略) <u>(130)の7</u> (略) <u>(130)の8</u> (略) <u>(130)の9</u> (略) <u>(130)の10</u> (略) <u>(130)の11</u> (略) (131)～(230)の14 (略) <u>(230)の15 動物の愛護及び管理に関する法律第21条の5第2項の規定による届出を受理すること。</u> <u>(230)の16</u> (略) (230)の17 動物の愛護及び管理に関する法律第22条の6の規定により、検案書又は死亡診断書を提出すべきことを命ずること。 (230)の18・(230)の19 (略)	(保健所長への委任) 第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。 (1)～(124) (略) (125) 食品衛生法第28条第1項（同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定により、関係者から報告を求め、又は当該職員に臨検検査又は収去をさせること（食肉衛生検査センター所長に委任されたものを除く。次号及び <u>第128号</u> において同じ。）。 (126)～(130) (略) <u>(130)の2</u> (略) <u>(130)の3</u> (略) <u>(130)の4</u> (略) <u>(130)の5</u> (略) <u>(130)の6</u> (略) <u>(130)の7</u> (略) <u>(130)の8</u> (略) <u>(130)の9</u> (略) <u>(130)の10</u> (略) (131)～(230)の14 (略) <u>(230)の15</u> (略) <u>(230)の16 動物の愛護及び管理に関する法律第22条の6第2項の規定による届出を受理すること。</u> (230)の17 動物の愛護及び管理に関する法律第22条の6第3項の規定により、検案書又は死亡診断書を提出すべきことを命ずること。 (230)の18・(230)の19 (略)

(230)の20 動物の愛護及び管理に関する法律第23条第3項の規定による公表を行うこと。

(230)の21 動物の愛護及び管理に関する法律第23条第4項（同法第24条の4において準用する場合を含む。）の規定により、措置命令をすること。

(230)の22 （略）

(230)の23 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の2第1項の規定により、必要な措置をとるべきことを勧告すること。

(230)の24 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の2第2項の規定により、措置命令をすること。

(230)の25 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の2第3項の規定により、必要な報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。

(230)の26 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の2の2の規定による第2種動物取扱業の届出を受理すること。

(230)の27 （略）

(230)の28 （略）

(230)の29 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第1項の規定により、必要な指導又は助言をすること。

(230)の30 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第2項の規定により、必要な措置をとるべきことを勧告すること。

(230)の31 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第3項の規定により、措置命令をすること。

(230)の32 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第4項の規定により、必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告すること。

(230)の33 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第5項の規定により、必要な報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。

(230)の34 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第7項の規定により、市町村長に対し、必要な協力を求めること。

(230)の35 （略）

(230)の36 （略）

(230)の37 （略）

(230)の38 （略）

(230)の39 （略）

(230)の40 （略）

(231)～(267) （略）

(268) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定により、輸出証明書を発行すること（厚生労働大臣の定める手続により行うものに限る。次号において同じ。）。

(269) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定により、輸出証明書を発行すること（厚生労働大臣の定める手続により行うものに限る。次号において同じ。）。

(230)の20 動物の愛護及び管理に関する法律第23条第3項（同法第24条の4において準用する場合を含む。）の規定により、措置命令をすること。

(230)の21 （略）

(230)の22 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の2の規定による第2種動物取扱業の届出を受理すること。

(230)の23 （略）

(230)の24 （略）

(230)の25 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第1項の規定により、必要な措置をとるべきことを勧告すること。

(230)の26 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第2項の規定により、措置命令をすること。

(230)の27 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第3項の規定により、必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告すること。

(230)の28 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第4項の規定により、市町村長に対し、必要な協力を求めること。

(230)の29 （略）

(230)の30 （略）

(230)の31 （略）

(230)の32 （略）

(230)の33 （略）

(230)の34 （略）

(231)～(267) （略）

る法律第17条第4項の規定により、適合施設が認定要件に適合していることを確認すること。

(270) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第38条第2項の規定により、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に立入調査若しくは質問をさせること（厚生労働大臣の定める手続により輸出証明書の発行を受けた者又は適合施設の認定を受けた設置者等に係るものに限る。）。

(271) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第38条第5項の規定により、輸出証明書の発行を取り消すこと（第268号に掲げる事務に係るものに限る。）。

2 (略)

3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各保健所長に委任する。

(1)～(13) (略)

(14) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第1項の規定により、製造販売業者、製造業者又は医療機器の修理業者に対して報告を求め、又は当該職員に立入検査若しくは質問をさせること（製造販売業者にあつては薬局製造販売医薬品を製造販売する者に限り、製造業者にあつては医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第20条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品、同令第37条の20に規定する医療機器若しくは体外診断用医薬品又は再生医療等製品を製造する者を除く。第14号の5、第16号の2及び第17号において同じ。）。

(14)の2・(14)の3 (略)

(14)の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第4項の規定により、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品を輸入しようとする者若しくは輸入した者又は同法第56条の2第1項に規定する確認の手続に係る関係者に対して報告を求め、又は当該職員に立入検査、質問若しくは収去させること。

(14)の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第5項の規定により、薬局開設者、病院等の開設者、製造販売業者、製造業者、販売業者、医療機器の貸与業者又は修理業者その他医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品を業務上取り扱う者に対して報告を求め、又は当該職員に立入検査、質問若しくは収去させること。

(15) (略)

(16) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第70条第3項の規定

2 (略)

3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各保健所長に委任する。

(1)～(13) (略)

(14) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第1項の規定により、製造販売業者、製造業者又は医療機器の修理業者に対して報告を求め、又は当該職員に立入検査若しくは質問をさせること（製造販売業者にあつては薬局製造販売医薬品を製造販売する者に限り、製造業者にあつては医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第20条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品、同令第37条の20に規定する医療機器若しくは体外診断用医薬品又は再生医療等製品を製造する者を除く。第14号の4、第16号の2及び第17号において同じ。）。

(14)の2・(14)の3 (略)

(14)の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第4項の規定により、薬局開設者、病院等の開設者、製造販売業者、製造業者、販売業者、医療機器の貸与業者又は修理業者その他医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品を業務上取り扱う者に対して報告を求め、又は当該職員に立入検査、質問若しくは収去させること。

(15) (略)

(16) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第70条第2項の規定

により、当該職員に医薬品等の廃棄、回収その他の処分をさせること。

(16)の2～(21) (略)

(食肉衛生検査センター所長への委任)

第8条の2 次に掲げる事務は、食肉衛生検査センター所長に委任する。

(1)～(7)の4 (略)

(8) 食品衛生法第28条第1項の規定により、必要な報告を求め、当該職員をして臨検検査又は収去をさせること（と畜場、食鳥処理場及びと畜場又は食鳥処理場（認定小規模食鳥処理業者のその認定に係るものを除く。）の存する敷地と同一の敷地内に存する食肉処理業を営む施設に係るものに限る。次号、第10号及び第22号から第25号までにおいて同じ。）。

(9)～(21) (略)

(22) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第15条第2項の規定により、輸出証明書を発行すること（厚生労働大臣の定める手続により行うものに限る。次号において同じ。）。

(23) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第4項の規定により、適合施設が認定要件に適合していることを確認すること。

(24) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第38条第2項の規定により、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に立入調査若しくは質問をさせること（厚生労働大臣の定める手続により輸出証明書の発行を受けた者又は適合施設の認定を受けた設置者等に係るものに限る。）。

(25) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第38条第5項の規定により、輸出証明書の発行を取り消すこと（第22号に掲げる事務に係るものに限る。）。

(家畜保健衛生所長への委任)

第14条 次に掲げる事務は、家畜保健衛生所長及び支所長に委任する。

(1)～(19)の2 (略)

(19)の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第5項の規定により、動物用医薬品等について、飼育動物診療施設の開設者等に対して報告をさせ、又は当該職員に立入検査、質問若しくは収去をさせること。

(20) (略)

(21) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第70条第3項の規定により、当該職員に動物用医薬品等の廃棄、回収その他の処分をさせること。

により、当該職員に医薬品等の廃棄、回収その他の処分をさせること。

(16)の2～(21) (略)

(食肉衛生検査センター所長への委任)

第8条の2 次に掲げる事務は、食肉衛生検査センター所長に委任する。

(1)～(7)の4 (略)

(8) 食品衛生法第28条第1項の規定により、必要な報告を求め、当該職員をして臨検検査又は収去をさせること（と畜場、食鳥処理場及びと畜場又は食鳥処理場（認定小規模食鳥処理業者のその認定に係るものを除く。）の存する敷地と同一の敷地内に存する食肉処理業を営む施設に係るものに限る。次号及び第10号において同じ。）。

(9)～(21) (略)

(家畜保健衛生所長への委任)

第14条 次に掲げる事務は、家畜保健衛生所長及び支所長に委任する。

(1)～(19)の2 (略)

(19)の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第4項の規定により、動物用医薬品等について、飼育動物診療施設の開設者等に対して報告をさせ、又は当該職員に立入検査、質問若しくは収去をさせること。

(20) (略)

(21) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第70条第2項の規定により、当該職員に動物用医薬品等の廃棄、回収その他の処分をさせること。

(21)の2～(31) (略)

(21)の2～(31) (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条第3項及び第14条の改正は、令和2年9月1日から施行する。